

豊島区重症心身障害児(者)等在宅レスパイト支援事業

医療的ケアが必要な障害児や重症心身障害者のご家族の休養や就労活動のため、自宅又は自宅以外の場所に看護師等が出向き、一定時間、家族等にかわってケアを行う事業です。

サービス内容・利用時間

(1)自宅又は自宅以外の場所に訪問看護事業者から看護師等を派遣し、家族等が日頃行っている医療的ケアや療養上の行為(食事介助、排泄介助、体位交換等)を行います。

(通常の訪問看護で行っている全てのケアを提供する事業ではありませんのでご注意ください)

※調理、洗濯など家事の援助や入浴を伴う介護は行えません。

※自宅以外の場所については、訪問看護事業者がサービスを提供することができるかと判断した内容・場所であれば制限はありません。

※学校等での利用については、学校等から家族等の付き添いを求められた場合に限られます。

事前に学校等から承諾を得たうえで、学校の取り決めに従って当事業をご利用ください。

(2)利用時間:1年度内(4月～翌年3月)に288時間を上限とし、うち、自宅以外の利用上限は48時間。

訪問看護事業者 契約～請求の流れ

1. 相談と書類の受け取り

まずは区の窓口へ連絡し、手続きに必要な様式一式をメールで受け取ります。

・窓口: 豊島区障害福祉課 給付グループ 電話03-3981-1963

・受け取る書類:

1. レスパイト仕様書/2. 債権者(事業者)登録申請書兼支払金口座振替依頼書(業者用)/
3. 見積書/4. 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業業務計画書/
5. 完了届/6. 請求書/ 7. 実績報告書(個別・総括表)

2. 登録・見積手続き(契約の前準備)

内容を確認し、契約を進める場合は以下の2点を郵送(押印必須)してください。

1. 債権者(事業者)登録申請書兼支払金口座振替依頼書
2. 見積書

【注意】 区の会計課で登録処理を行うため、書類到着から完了まで通常1週間程度かかります。

3. 契約の締結

登録完了後、区から契約関係の書類が郵送されます。

1. 書類の記入・返送:届いた書類(業務計画書など)に記入・押印のうえ、速やかに返送してください。
2. 契約完了:区が書類を確認し、正式に契約締結となります。

4. サービス提供後の請求(毎月)

毎月のサービス終了後、以下の書類をセットにして提出してください。

1. 完了届/2. 実績報告書(個別および総括表)/3. 請求書

提出先: 豊島区障害福祉課 給付グループ 電話03-3981-1963